

行政制度調整表

専門部会	3	住民生活部会	分類	9	公害対策
分科会	3	環境衛生	調整項目	5	ごみの散乱等防止条例

中条町担当	町民福祉課	生活環境係	担当者名	
黒川村担当	住民課	環境衛生係	担当者名	

現 況			調 整 方 針		備 考																				
記載事項	中 条 町	黒 川 村																							
名 称	中条町環境美化推進条例	黒川村環境美化推進条例			両町村で差異がないため、現行のとおりとする。																				
事業概要	町の環境美化を図るため、ごみの投げ捨てや散乱、犬の糞などを防止するために作られた条例 主な内容 町民、事業者はごみの投げ捨てをしてはならない。 事業者は自動販売機の販売時には回収容器を設けること 土地所有者は適正な管理をしなければならない。 飼い主はぶん害を防止すること。 何人もごみの投げ捨てをしてはならない。	村の環境美化を図るため、ごみの投げ捨てや散乱、犬の糞などを防止するために作られた条例 主な内容 村民、事業者はごみの投げ捨てをしてはならない。 事業者は自動販売機の販売時には回収容器を設けること 土地所有者は適正な管理をしなければならない。 飼い主はぶん害を防止すること。 何人もごみの投げ捨てをしてはならない。																							
罰則	ごみのポイ捨て... 5万円以下の罰金 犬のフンの放置... 3万円以下の罰金	ごみのポイ捨て... 5万円以下の罰金 犬のフンの放置... 3万円以下の罰金																							
関係法令等			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>		財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町	0	0	0	黒川村	0	0	0	計	0	0	0	
財政への影響額		単位：千円																							
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																						
中条町	0	0	0																						
黒川村	0	0	0																						
計	0	0	0																						
備考 平成15年度当初予算ベース																									